

羽生市省エネ家電買換促進補助金 Q & A

令和8年3月2日現在

A：機器 B：買換 C：経費 D：補助額 E：時期 F申請者 G：申請書類 H：審査 I：その他

No.	分類	Q（質問）	A（回答）
A-1	機器	補助対象となる「省エネ家電」とはどのようなものですか。	経済産業省が定めている省エネ基準達成率が、目標年度の100%以上のエアコンと冷蔵庫です。 エアコン：目標年度 2027 年度 (直吹きで壁掛け形に限ります。) 冷蔵庫：目標年度 2021 年度
A-2	機器	補助対象となる「省エネ家電」をエアコンと冷蔵庫に限定した理由を教えてください。	この補助金は、省エネ性能に優れた家電の買換えを促進することにより、エネルギー価格高騰による家庭の負担を軽減し、地球温暖化防止への意識啓発を図ることを目的としています。このため、一般家庭に普及している家電のうち、より電気使用量が多く、機器の価格が高い家電を対象としました。
A-3	機器	省エネルギー基準達成率とは何ですか。	省エネルギー基準達成率とは、省エネ法で定めた省エネ性能の向上を促すための目標基準（トップランナー基準）をその製品がどのくらい達成できているかを示すものです。 購入する家電の省エネ基準達成率の情報は、購入する店舗、もしくは「省エネ型製品情報サイト」等でご確認ください。 https://seihinjyoho.go.jp/
A-4	機器	冷凍庫のみの買換えは補助の対象になりますか。	補助対象となりません。本補助金の対象はエアコンと冷蔵庫になります。冷凍庫のみの買換えは補助の対象外となります。
A-5	機器	冷蔵庫を処分して、冷凍庫を購入することを考えています。補助の対象になりますか。	補助対象となりません。冷蔵庫またはエアコンを同種の家電に買換える事業を補助対象としています。補助対象ではない冷凍庫への買換えは補助の対象となりません。
A-6	機器	エアコンを1台を処分して、冷蔵庫を1台購入する場合は補助の対象になりますか。	補助対象となりません。冷蔵庫またはエアコンを同種の家電に買換える事業を補助対象としています。種類の異なる家電を購入する場合は補助の対象となりません。
A-7	機器	展示品の冷蔵庫を買換え購入した場合、補助の対象になりますか。新品（未使用品）といえますか。	補助対象となります。 市内の販売店から直接購入した新品・未使用であり、かつ、消費者により購入されたことがないものであれば対象となります。
A-8	機器	家電量販店のオリジナルモデルを買換え購入した場合は補助の対象になりますか。	オリジナルモデルであっても、省エネ基準達成率を満たしており、省エネ型製品情報サイトに掲載されている省エネ家電であれば対象となります。

A-9	機器	リサイクルショップ等で販売されている未使用品や中古品は補助の対象になりますか。	補助対象となりません。補助の対象になるのは、市内の販売店から直接購入した新品（未使用であり、かつ、消費者により購入されたことがないもの）に限ります。
A-10	機器	インターネットで買換え購入した機器は補助の対象になりますか。	対象となりません。市内の販売店から直接購入した省エネ家電が対象です。
A-11	機器	リース（レンタル）品は対象となりますか。	対象となりません。申請者に所有権がないものは対象外となります。
A-12	機器	省エネ基準達成率を満たしていれば、天井埋め込みエアコン（ビルトインタイプ）や、床置きエアコンは補助の対象になりますか。	対象外です。 対象となるのは、直吹きで壁掛け形に限ります。
B-1	買換	購入する店舗の指定はありますか。	羽生市内に所在する店舗が対象です。レシートや領収書に記載される店舗の所在が羽生市内であることが条件です。
B-2	買換	羽生市内のホームセンターや工務店、リフォーム会社などで購入する場合は、補助の対象となりますか。	羽生市内に所在する店舗であれば、対象となります。
B-3	買換	既存のエアコンをリサイクル処分しないで別部屋に移設し、新たに1台購入することを考えています。補助の対象となりますか。	補助対象となりません。今回の補助事業は買換えによるCO ₂ 排出量削減効果も期待しております。リサイクル処分を伴う買換え事業を補助の対象としています。
B-4	買換	既存の冷蔵庫を知人へ譲り、新たに1台購入することを考えています。補助の対象となりますか。	補助対象となりません。今回の補助事業は買換えによるCO ₂ 排出量削減効果も期待しております。リサイクル処分を伴う買換え事業を補助の対象としています。
B-5	買換	自宅に設置していたエアコンを1台廃棄して、設置していたエアコンとは別の部屋に新たにエアコンを設置しようと思っています。補助の対象となりますか。	補助対象となります。 自ら居住する自宅に設置する場合であれば、部屋が変わっても対象となります。
B-6	買換	既存の冷蔵庫を家電販売店ではない事業者が無償で引き取ってもらおうと思っています。補助の対象となりますか。	補助対象となりません。リサイクル処分を伴う買換え事業を補助の対象としています。なお、使用済み家電を無償で引き渡す行為は家電リサイクル法の規定に抵触する場合がありますので、ご注意ください。
B-7	買換	使っていた冷蔵庫をリサイクルショップで買取ってもらいました。補助の対象となりますか。	補助対象となりません。今回の補助事業は買換えによるCO ₂ 排出量削減効果も期待しております。リサイクル処分を伴う買換え事業を補助の対象としています。
B-8	買換	エアコンや冷蔵庫を新たに追加する場合は補助対象になりますか。	補助対象となりません。既存機器からの買換えが要件となります。
B-9	買換	自宅住居以外の別宅（別荘など）の古い家電の買換えは対象となりますか。	補助対象となりません。自ら居住する自宅に設置する省エネ家電の買換えが対象となります。
B-10	買換	市外から羽生市内に引っ越してきて、新しく家電	対象となりません。

		を揃えました。申請できますか。 (既存機器は市外の住宅に設置していたもの)	自らが居住する、羽生市内の住宅に設置する既存機器から省エネ家電製品への買換えを促進するための制度です。
B-11	買換	市内で、新居への引越しを機に、エアコンや冷蔵庫を買換えました。補助対象になりますか。 (既存機器は市内の自らが居住する住宅に設置していたもの)	対象になります。 補助対象者は、令和8年3月1日以降に、自らが居住する羽生内の住宅で使用しているエアコンや冷蔵庫をリサイクル処分し、買い替えた省エネ家電を自らが居住する羽生市内の住宅に設置する方です。 ※特別なケースなので、申請時に申し出てください。
B-12	買換	賃貸アパートに住んでいます。対象になりますか。	対象となります。
B-13	買換	不動産賃貸オーナーが賃貸用住宅のエアコンを買い替える場合対象になりますか。	対象となりません。自ら居住する自宅に設置する省エネ家電の買換えが対象となります。
C-1	経費	補助対象経費は何ですか。	省エネ家電製品本体の購入に要する費用(消費税及び地方消費税を除く。)が対象です。機器の送料、取付工事費用、諸経費、調査費、設計費、管理費、交通費、廃材処分費、振込手数料などは対象外です。
C-2	経費	羽生市生活応援商品券を利用して対象家電を購入した場合、補助金の申請はできますか。	羽生市生活応援商品券と省エネ家電買換え促進補助金は、どちらも国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業となるため、羽生市生活応援商品券を利用した省エネ家電を購入した場合、補助の対象となりません。
C-3	経費	商品券(クーポン)や割引券・ポイントを使用して機器を買換え購入した場合、補助の対象になりますか。	商品券の使用は補助の対象になります。販売店の割引券やポイントを使用した場合は、補助対象経費から差し引きます。会計方法について、現金・クレジットカード・商品券等の手段は問いません。
C-4	経費	購入した際にポイントが付与されましたが、補助対象経費から差し引く必要がありますか。	差し引く必要はありません。
C-5	経費	補助率・補助額はいくらですか。	補助率は補助の対象となる機器の本体価格(税抜)の3分の1です(千円未満切り捨て)。ただし、1世帯に対し補助上限額の3万円とし、申請は1世帯あたり1回を超えて補助金を交付することはありません。
C-6	経費	設置工事費や付属品の費用は、機器の本体価格に含まれますか。	含みません。機器本体の購入費のみが、補助の対象経費となります。設置工事・運搬費や、古い家電の処分費用等は含みません。(※上記C-1参照)
C-7	経費	領収書(レシート)の内訳が税込表示で記載されています。税抜価格を算出すると小数点以下が出てしまいますが、どのように計算すればよいですか。	税抜価格を算出後、1円未満の端数が生じる場合は、小数点以下を切り捨てた額を補助対象経費としてください。
C-8	経費	対象の家電を買換え購入し、別の商品と購入してセット割引で安くなりました。対象の経費はど	レシートの記載方法により計算が変わりますので注意してください。

		うなりますか。 例 エアコン（補助対象）10万円と洗濯機（補助対象外）10万円を同時に購入し、2万円の値引きを受けた。	①値引きの内訳がレシート等により判断できる場合 (例)エアコンと洗濯機の値引き額がそれぞれ10,000円の場合 100,000円 - 10,000円(エアコンの値引き額) = 90,000円 ⇒補助対象経費：90,000円 ②値引きの対象が判断できない場合 (例) 100,000円 - 20,000円（値引き額全額） = 80,000円 ⇒補助対象経費：80,000円 (②では値引き額全額を対象家電の価格から引きます) 注意：念のため、対象家電以外の家電についてのみの値引きがある場合は、省エネ家電と会計を別にして購入してください。
C-9	経費	割引は工事に対するものもあるのではないですか。	割引は、工事費や送料からは行われぬものと解釈しています。本事業において値引きは、本体価格からの値引きとして計算してください。
D-1	補助額	8万円(税抜)の冷蔵庫を1台買換え購入しました。補助額はいくらになりますか。	購入額が8万円のため、 $8万円 \times 1/3 = 26,600円$ ⇒ 千円未満切り捨てのため、補助金の額は2万6千円となります。
D-2	補助額	8万円(税抜)のエアコンと20万円(税抜)の冷蔵庫をそれぞれ1台買換え購入しました。補助額はいくらになりますか。	購入額の合計が28万円のため、 $28万円 \times 1/3 = 93,333円$ ⇒ 千円未満切り捨てのため、93,000円。3万円が上限のため、補助金の額は3万円となります。
D-3	補助額	交付決定後に追加で省エネ家電の買換えを行ったとき、追加で申請はできますか。	追加申請はできません。申請は1世帯につき1回限りのため、仮に1万円の交付決定を受けた後、追加で2万円の補助を受けるための申請はできません。
E-1	時期	3月1日より前に家電の買換えを行いました。補助の対象となりますか。	従前の機器の処分と新しい機器の購入、設置を令和8年3月1日から令和8年6月30日までに行われた方が補助の対象となります。3月1日より前の家電の買換えについては、補助の対象となりません。
E-2	時期	3月1日より前に処分した家電があります。そのリサイクル券を添付してもよいでしょうか。	従前の機器の処分と新しい機器の購入、設置を令和8年3月1日から令和8年6月30日までに行われた方が補助の対象となります。3月1日より前の家電の買換えについては、補助の対象となりません。
E-3	時期	処分と購入・設置が別日に行われます。処分した後に設置する場合も補助の対象となりますか。	従前の機器の処分と新しい機器の購入、設置を令和8年3月1日から令和8年6月30日までに行われるのであれば、別日であっても補助の対象となります。設置が完了した後の申請をお願いします。
E-4	時期	従前の機器の処分を新しい機器を購入し、設置した後にを行う予定です。補助の対象となりますか。	機器の購入、設置と従前の機器の処分、補助金の交付申請すべてが令和8年3月1日から令和8年6月30日までに行われるのであれば、補助の対象となります。処分が完了した

			後の申請をお願いします。
F-1	申請者	羽生市内に居住していますが、羽生市内の別住宅に住む両親のために家電を買換えようと思います。補助の対象となりますか。	補助対象となりません。市内に住所を有する方で自ら居住する市内の住宅に設置することが条件となります。ご両親が自ら買換えをし、申請する場合は対象です。
F-2	申請者	店舗付き住宅に、法人名義で家電の買換え購入を行う予定です。補助の対象になりますか。	補助対象となりません。個人を対象とした事業であり、法人名義で購入する場合は補助の対象にはなりません。
F-3	申請者	店舗付き住宅の店舗部分のエアコンの買換えであっても、補助の対象になりますか。	補助対象となりません。住宅部分での買換えが補助の対象となります。
F-4	申請者	店舗付き住宅の住宅部分のエアコンの買換えであっても、補助の対象になりますか。	店舗付き住宅の場合は、住宅部分の床面積が総床面積の2分の1以上のものに限る。)に設置された既存のエアコン又は冷蔵庫を撤去し、及び処分し、当該住宅に同種の補助対象家電を購入し、及び設置するものであれば対象となります。
F-5	申請者	1人あたりの補助台数の制限はありますか。	エアコン・冷蔵庫とも各1台までです。1台ずつの同時申請は可能です。補助の申請は、1世帯あたり1回までです。
F-6	申請者	申請者は世帯主でないといけませんか。	世帯主以外の方でも申請できます。ただし、補助の申請は、1世帯あたり1回までです。
F-7	申請者	世帯の区別はどのように判断するのですか。	住民基本台帳上の世帯で判断します。
F-8	申請者	住民票上は同じ世帯になっているが、実際は2世帯住宅で生活を別れている場合、それぞれが1回ずつ申請することはできますか。	できません。同一世帯か否かは、住民基本台帳上に基づき決定します。住民票に同一世帯員として記載されている場合、別々に申請することはできません。
G-1	申請書類	申請書類を郵送してもらえますか。	申込書の郵送は行いません。環境課の窓口で受け取るか、市のホームページからダウンロードしてください。
G-2	申請書類	製造業者が発行した補助対象機器に係る保証書の写しでなく、販売店による保証書の写しを提出することは可能でしょうか。	新品の購入であることの確認も兼ねております。製造事業者が発行した補助対象機器に係る保証書の写しを提出してください。
G-3	申請書類	領収書には何が書かれている必要がありますか。	購入者氏名（フルネーム）、購入日、型番、購入費とその内訳、購入店名が書かれている必要があります。
G-4	申請書類	製造事業者（メーカー）が発行した保証書とは何ですか。	製品に添付されている保証書で、製品の型番・製造番号が記載されており、購入日・購入店舗・購入者の住所・氏名を記入するものです。量販店等で購入してこの保証書のお客様欄等に記入がない場合は、申請者が記入して提出してください。その場合、販売店名の記入は不要です。なお、家電量販店の長期保証書類ではありません。
G-5	申請書類	製造業者が発行した保証書に機器の型番、製造番号、購入者の住所・氏名が記載されていない場合はどうすればいいですか。	申請者が記入してください。型番等は、カタログ等から正確に転記してください。また、購入者の氏名は申請者と同じにしてください。
G-6	申請書類	販売店から受け取った保証書の氏名等が空欄で	保証書の氏名や住所で対象家電の購入者と設置場所、型

		した。なぜ自分で保証書に氏名や住所、型番、購入日を記載するのですか。	番、購入日を確認するためです。
G-7	申請書類	メーカー保証書に販売店の押印がないのですがどうしたらいいですか。	販売店の押印がない場合は、販売店が発行した保証明細や納品書の写しを添付してください。
G-8	申請書類	領収書（レシート）、メーカー保証書、家電リサイクル券等の添付書類は、原本を提出してもいいですか。	提出された書類は返却しません。写し（コピー）を提出してください。あらかじめコピーすることが難しい場合は、市役所1階ホールのコピー機（有料）で写しをとってから環境課にお越しください。
G-9	申請書類	販売店から受け取った保証書の「お買い上げ日」に設置日が記載されており、レシートの発行日と違って大丈夫ですか。	設置日が保証開始日ということであれば、レシートの日付と違っていても大丈夫です。
G-10	申請書類	異なる2店舗で購入したエアコンと冷蔵庫をそれぞれ買換えた場合、まとめて申請してもいいですか。	申請書の記載内容、必要な添付書類など申請要件を満たしていれば問題ありません。
G-11	申請書類	設置後の写真について、注意点はありますか。	プライバシーに配慮して、対象家電の設置場所が全体としてわかる構図で撮影してください。
G-12	申請書類	エアコンの設置後の写真は室内機・室外機の両方が必要ですか。	写真は室内機のみで結構です。
G-13	申請書類	エアコン2台を同時に買換え購入する場合、レシートが1枚になります。問題はありますか。	1枚のレシートに補助対象機器全てに係る必要記載事項が記載されていれば1枚で問題ありません。
G-14	申請書類	補助対象とならない家電製品（テレビなど）を同時に買換え購入しようと考えています。レシートが1枚になります。問題はありますか。	問題はありますが、補助対象経費の計算についてご注意ください。
G-15	申請書類	領収書（レシート）を紛失してしまいました。どうしたらいいでしょうか。	領収書（レシート）は購入した証拠となりますので、紛失した場合は補助対象にはなりません。購入された店舗にお問い合わせください。※販売店によってはご対応いただけない場合もありますので御了承ください。
G-16	申請書類	補助金の振込先について、申請者以外の名義の口座を指定したいのですが可能でしょうか？	補助金の振込先は、申請者の口座に限ります。
G-17	申請書類	分割払いの場合は、別途書類が必要ですか。	分割払いで申請時に支払いが終了していない場合は対象外です。クレジットカード等による分割払いの場合は、本体価格の支払い済を証明する領収書等が必要となります。
G-18	申請書類	書類に記入する際に、間違ってしまったのですが、どうしたらいいですか。	訂正する場合は、訂正箇所には二重線を引き、余白に訂正内容を記入してください。修正液や修正テープは使用しないでください。
G-19	申請書類	申請書類をデータ化して、メールで申請してもいいですか。	メールでの申請は受付しておりません。羽生市役所環境課（庁舎2階）へ直接持参するか郵送してください。

G-20	申請書類	様式1号（裏面）補助申請の同意・誓約事項で、「12～市が調査閲覧することに同意する」に同意したくありません。	次の書類を申請書に添付してください。（添付がない場合は申請できません）コピー不可 ・申請者の世帯全員の住民票（発行から1ヵ月以内のもの） ・申請者の納税証明書（未納の額のないことの証明書、申請時に税務課で発行される最新のもの）
G-21	申請書類	受付期間について、教えてください。	受付期間は、令和8年3月2日から令和8年6月30日までです。期間中は全ての申請書を受付します。なお、期間に受付した申請額の合計が予算額を上回る場合は、交付決定者の抽選を行います。（郵送受付もこの期間必着です）
H-1	審査	窓口受付の提出先と受付時間は決まっていますか。	窓口受付の提出先は環境課です。（市役所2階） 受付時間は平日午前8時30分～午後5時15分です。
H-2	審査	申請書の受付はいつになりますか。	書類に修正がなく不備がないことを確認出来た時点で受付となります。郵送で提出した場合も、書類が届き、修正がなく不備がないことを確認出来た時点で受付となります。万が一、提出後の書類に不備等があった場合は電話でお知らせします。修正し、再提出いただければ受付となります。（6月30日までに、修正と再提出がない場合は受付となりません）
H-3	審査	市の補助金交付決定には、申請からどの程度かかりますか。	6月30日の受付期間終了後に、概ね3週間後に交付決定通知書、不交付決定通知書（抽選があった場合等）を発送します。
H-4	審査	請求書はどのように手にいれるのですか。	交付決定通知書に同封して郵送します。（交付決定者のみ）
H-5	審査	請求書の提出から口座に入金されるまでにどの程度かかりますか。	請求書の提出期限から概ね1ヶ月程度で指定の口座に入金いたします。
H-6	審査	財源は何ですか。	国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しております。
I-1	その他	予算額はいくらですか。	1,000万円です。
I-2	その他	この補助制度はいつまでやっていますか。	令和8年6月30日までの購入・設置・申請に対する補助です。